

*** 「障害児教育制度改革大綱（第一次案）」を公表するにあたって**

公教育計画学会は学会設立当初から求めていた、日本の特別支援教育制度のインクルーシブ教育制度への転換を目指し、ここに「障害児教育制度改革大綱（第一次案）」を公表する。第一次案という表記のように、まだ最終的なものではない。たとえば、障害という文言に「 」をつけるか否かで決着をみていないこと（第一次案では「 」を取っているが）の扱いであるとか、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の扱いをめぐる両論併記（4-A案と4-B案）にせざるをえなかったこと、などが課題として残っている。

さらに、文部科学省がインクルーシブ教育制度への転換には膨大な経費が必要だとして、その具体化を阻止しようとしていることに対する経費に関する反論データの明示などがまだ終わっていない。

この公表以後、学会員はもとより広く意見をいただき、念願のインクルーシブ教育制度への転換をめざして、早急に最終案をまとめる予定である。

障害児教育制度改革大綱（第一次案）

公教育計画学会

1. 改革の必要性

- (1) 戦後日本の障害児教育は、一貫して分離別学体制であり、地域の通常学級で学びたいと願う障害のある子どもたちを基本的に排除してきた。これは障害を理由とする典型的な差別である。2007年度に特殊教育から転換したといわれる特別支援教育も、この体制を継承発展させたものであり、そのため、通常学級で学ぶことを願う子どもの就学、学習、活動をめぐる様々な問題を新たに生み出してさえいる。特別支援学校・学級における在籍者数あるいは通級教室で学ぶ子ども数が増加の一途をたどっているという事実は、その象徴的問題である。
- (2) こうした現在の教育体制は、2006年12月13日に国連で採択された障害者権利条約第24条に規定されるインクルーシブ教育を原則とする教育体制とは異なるものである。条約の草案において例外的に想定されていた「特別の学習形態」という文言が最終的には審議の過程では消えたということから考えても、特別支援学校・学級を積極的に位置づけている日本の特別支援教育制度は、この条文規定と矛盾する。また、日本国憲法が定める法の下での平等（第14条）及び教育を受ける権利（第26条）にも抵触するものである。
- (3) 日本における分離別学体制の変革をめざして、1970年代以降「共生・共学」を願う立場からの様々の運動が展開されてきた。こうした運動や、あるいは、こうした運動

を受け止めた教職員により、全国のいくつかの自治体で、子どもや保護者が希望すれば地域の学校に就学し、必要な支援を受けることが可能となっている。しかし、この状況はあくまでも例外でしかない。分離別学体制という現行教育法制の根幹は、戦後一貫して変わっていないのである。

- (4) 2009年12月8日に、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとして、現行の「障害」者に関わる諸制度の集中的な改革を行うため、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が置かれ、内閣府に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。推進会議は2010年6月に第一次意見を出し、そのなかで「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とし、本人・保護者が望む場合のほか、ろう者、難聴者又は盲ろう者にとって最も適切な言語やコミュニケーションの環境を必要とする場合には、特別支援学校に就学し、又は特別支援学級に在籍することができる制度へと改める」と記した。この制度改革は特別支援学校・学級への就学・在籍も可能としているが、原則としては「障害」のある子どももすべて地域の通常学級に在籍する制度への転換を提言したものであり、障害者権利条約の理念に則っていることからその意味は大きく、また支持できる。これまでの分離別学体制を原則とする現行教育体制から共学体制への変更を迫るものであるからである。

2. 改革の基本理念

- (1) インクルーシブな共生社会を実現するためには、教育をインクルーシブなものにすることが必要である。インクルーシブ教育とは、通常の学級で障害のある子とない子とが学び、育ち合うことを支援し、また、当事者と保護者の希望により合理的配慮を受けることができることを原則とする教育である。
- (2) インクルーシブ教育は、日本の障害者解放運動が求めてきたものでもあり、かつ、国際的にも共有化されつつある教育の在り方である。その意味で、現行の特別支援教育を前提とした別学体制を基本とする「日本型インクルーシブ教育システム」と強弁（詐称）することは認められない。それは「インクルーシブ」の単語だけを採用し、理念も制度も歪曲し骨抜きにしてインクルーシブ教育制度を偽装するものであり、インクルーシブ教育制度とは異質なものと言わざるを得ない。
- (3) 国連・子どもの権利委員会が懸念を表明しているように現在の日本の学校教育は、「過度に競争的」になっており、この状況が、障害のある子どもが通常学級で学習し、活動することの最大の阻害要因となっている。この状況を是正することなくしてインクルーシブ教育制度を確立することは難しいため、これを是正することを目指す。

3. 改革の基本目標

- (1) インクルーシブな教育制度確立に向けた法制改正
- ① 障害者基本法および教育基本法の改正
- 両法に教育における障害を理由とする差別の禁止とインクルーシブ教育を盛り込む

と同時に、現行の障害者基本法に記されている「交流及び共同教育」といった教育形態にかかわる文言については、削除する。

② 学校教育法等の改正

- イ) 小中高校および大学において、インクルーシブ教育を基本とする学校教育制度へと変更する。ただし、特別支援学校は当分の間残し、特別支援教育を望む本人・保護者の選択を可能とする（義務教育に関しては（２）で詳述）。
- ロ) 現在の小・中学校の特別支援学級（教員の固定的配置を伴うだけでなく、子どもの学籍が置かれるようになっている）は、支援室（障害のある子どもだけでなく、すべての子どもが必要に応じて利用できるリソース・ルーム）へと変える。
- ハ) 高等学校へは希望者が全員入学できるよう適格者主義を改める。
- ニ) 現在の特別支援学校の寄宿舎は、例外的な特別支援学校への通学保障のみならず、「障害」の有無にかかわらず、家庭の事情により、就学が困難な子どもたちへの就学支援施設として活用する。
- ホ) 学級規模に関して現行の教員定数の算定基礎となっている「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（いわゆる「定教法」）についてインクルーシブ教育の趣旨に基づき全面改正を行ない、たとえば、一クラスの上限を幼稚園は25人、小学校以上は30人とする（ただし、小学校3年生以上は35人とすることもありうる）。

(2) 特別支援学校への就学は希望による選択制

義務教育に関しては、当該学区内の小・中学校への就学措置をした上で、特別支援学校への就学を本人・保護者が希望する場合には、特別支援学校での学習が保障されるようにする。ただし、学籍はあくまで小・中学校とし、特別支援学校には副籍をおく。したがって、これまでの「就学指導委員会」は入学後の学習を支援する「修学支援委員会」へと改組する。

(3) 予算の組み替え等を含む条件整備（詳細は別紙）

- ① 支援員（支援教員と協力して主に学習場面で多様な支援をする要員）の配置を行う。
- ② いわゆる「医療的ケア」の見直し（→生活的ケア）をすすめるとともに、学校医との協力で養護教員を中心とした教職員で対応する。ただし、「医療行為」の見直しがなかなか進まない場合には、看護師資格を有する養護教員の配置を積極的にすすめる。
- ③ 学級編制基準の改善や支援教員・支援員の配置などの合理的配慮のための各種支援を行う。また、それ以外の合理的配慮として、手話通訳、要約筆記者、ノートテイカー、対面朗読などの音読者、介助者、知的「障害」のある個人へのコミュニケーション支援などについても積極的な配置等の支援を行う。そのための経費についても、十全に準備する。
- ④ 公共施設の中でも立ち遅れの目立つ、学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化をすすめる。

(4-A) 案「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の廃止

「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする」として作成される「個別の教育支援計画」は、現状ではほとんど作成されてはいない。しかしながら、こうした教育支援計画が綿密に策定されれば、障害のある子どもの管理に利用されかねない。したがって、こうした教育支援計画は作成しないこととする。また、各学校において作成される「個別の指導計画」は、障害のある子どもの個別的な発達に焦点をあてるものであり、子ども同士の育ち合いを重視するものではないのでこれもまた不要である。

(4-B) 案「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の在り方の再検討

「障害のある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことを目的とする」として作成される「個別の教育支援計画」は、現状では解決されるべき多くの問題点がある。たとえば、このような教育支援計画が障害のある子に限りて策定されるのは、障害のある子どもの管理になりかねない。また、「個別の指導計画」は、障害のある子どもの個別的な発達のみならず、個別的な指導になりがちである。一人の子どもの育ちには、仲間と共に育ち合うことが欠かせない。さらに、そのため、障害当事者の意見が反映されているとは言い難い現状にある。このような観点から、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」の根本的な見直しが必要である。

- (5) 教員養成課程においてインクルーシブ教育についての原理、歴史、制度、実践に関する学びを必修化する。
- (6) インクルーシブな社会を形成していくためには、学校教育のみならず、インフォーマルな地域教育、社会教育も重要である。障害のある子どもたちの放課後活動への合理的配慮や、障害のある子どもたちの地域での子育て支援に対して、公的助成金の拡充や学校教育の教員と地域住民の協働に向けた政策も必要であり、その措置を講ずる。

4. 法律を変更せずともできる政策の至急実施

- (1) 就学手続きにおいて、子ども・保護者の意思を優先すること。
- (2) 通常学級に入った場合の合理的配慮について、子ども・保護者、学校関係者（障害のある教員）、教育行政関係者で検討し、具体的な在り方を決定すること。これに必要な条件整備は、教育委員会が責任をもって対応すること。特に、現在全国にみられる学習や特別活動における保護者の付き添いを早急になくすこと。
- (3) インクルーシブ教育を実現するために、障害者法定雇用率の達成はもとより、一層の障害者雇用の促進にとりくみ、障害者本人が希望する合理的配慮を提供すること。
- (4) 子どもの権利委員会のこれまでの総括所見に見られるように、「過度に競争的な」学

校教育の改善のために、全国学力調査については当面実施を抑制し、「廃止」していく方向とすること。

- (5) 人権教育・道徳教育の実践に当たっては、障害を理由とする差別の禁止とインクルーシブ社会の構築に関する内容を必ず含め、学校と社会における障害者差別の撤廃を推進すること。
- (6) イクルーシブ教育についての教職員研修を全国で実施すること。
- (7) 高等学校入試における定員内不合格をなくすこと。もとより、定員自体を減少させて希望者を閉め出すことがあってはならないようにすること。